

再生利用個別指定制度申請書添付書類一覧表

※申請に必要な部数は2部(正本・副本各1部)です。副本はコピーで結構です。

No.	提出書類			再生輸送	再生活用
1	指定申請書（様式第1号、第2面、第3面）			●	●
2	事業計画の概要を記載した書類			●	●
3	排出事業場において当該産業廃棄物が生ずる過程を記載した書類			●	●
4	再生輸送に係る書類	車両に関する書類	① 車両の写真	●	
			② 車検証の写し（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も添付） （他人の車両を借用する場合は、賃貸借契約書等の写しも添付）	●	
			③ 運搬容器を使用する場合は、構造図又は写真	●	
		産業廃棄物の収集運搬に関する講習の修了証の写し（受講者は、再生輸送業者の役員又は政令使用人であること。原本照合を行うため、修了証の原本が受付時に必要。）		●	
	積替え保管に関する書類	① 保管計画書並びに施設の平面図、立面図、構造図、設計計画書及び付近の見取図	●		
		② 当該土地の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付）	●		
		③ 建物がある場合は、建物の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付）	●		
		④ 公図（保管場所の位置を記載してください）	●		
		⑤ 隣接する土地の登記事項要約書及び所有者の承諾書（公道等を挟んでいる土地は不用）	●		
		⑥ 規制法令確認状況票	●		
		⑦ 他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し	●		
5	再生生活用に係る書類	再生活用の用に供する施設に関する書類	① 事業場全体図面（施設、保管場所、建物の位置を記載してください）		●
			② 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書		●
			③ 法第15条の許可に係る施設にあっては、許可証の写し		●
			④ 施設の能力を証明する書類		●
			⑤ 中間処理施設にあっては、売買契約書の写しと領収書等の施設の所有権を有することを証する書類（申請者が所有権を有しない場合には、施設の賃貸借契約書等）		●
			⑥ 中間処分を業として行う場合には、保管施設の平面図、立面図、構造図、処分前後の保管計画書		●
			⑦ 当該施設付近の見取図		●
	再生生活用の用に供する土地に関する書類	① 当該土地の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付）		●	
		② 建物がある場合は、建物の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付）		●	
		③ 公図（施設、保管場所の位置を記載してください）		●	
		④ 土地所有者の承諾書（土地の賃貸借契約書に当該処分業を行う旨の記載がある場合は不用）		●	
		⑤ 隣接する土地の登記事項要約書及び所有者の承諾書（公道等を挟んでいる土地は不用）		●	
		⑥ 規制法令確認状況票		●	
		⑦ 他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し		●	
	再生生活用において生ずる産業廃棄物の処理方法を記載した書類				●
	産業廃棄物の処分に関する講習の修了証の写し（受講者は、再生生活用業者の役員又は政令使用人であること。原本照合を行うため、修了証の原本が受付時に必要。）				●

6	再生品に係る書類	① 再生品が適合すべき日本工業規格その他これに準ずる規格等を記載した書類		●
		② 再生品の性状を記載した書類		●
		③ 再生品の取引価値を記載した書類（再生品の譲渡価格のほか、名目を問わず処理料金に相当する金品、再生品の運送費等の諸経費を併せて記載すること。）		●
7	再生品使用に係る書類	① 再生品の使用の方法を記載した書類（埋め戻し材の再生利用にあつては、埋め戻しの施工計画及び施工管理の方法）		●
		② 再生品を使用に供する場所の付近の見取図		●
		③ 規制法令確認状況票		●
		④ 他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し		●
8	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		●	●
9	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類		△	△
10	(法人)	直前3年の各事業年度(※5)における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳、売上（又は製造等）原価の内訳を含む。）、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書(その1)、確定申告書の写し（別表1(1)、別表4）(※1)	●	●
	(個人)	資産に関する調書、直前3年の確定申告書の写し（青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）又は収支内訳書）、所得税の納税証明書(その1) (※1)		
11	今後5年の事業に係る収支計画書及び売上高の内訳書に基づいて中小企業診断士が作成した経営診断書（提出が必要かどうかは、経理的基礎に関する審査の考え方を参照すること。）		△	△
12	(法人)	定款（又は寄附行為）及び登記事項証明書(※2)（定款、寄附行為は原本証明をしてください）	●	●
	(個人)	住民票の写し(※3)		
13	法人に関する登記事項証明書（排出者及び再生利用業者を含む）		●	●
14	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面		●	●
15	法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し(※3)		●	●
16	発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(※3)（これらの者が法人の場合は登記事項証明書(※3)）		●	●
17	政令使用人に関する書類	① 令第6条の10に規定する使用人（政令使用人）がある場合には、その者の住民票の写し(※3)	●	●
		② その者が、法人の登記事項証明書で登記されていない支店や事業場等の代表者である場合は、政令使用人に該当する旨の証明書	●	●
18	法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者の法定代理人、同号ニに規定する役員、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者及び政令使用人に係る申立書(※4)		●	●

●…必ず添付が必要なもの

△…該当する場合のみ添付が必要なもの（運搬容器や駐車場など現行許可の内容に変更のある場合、市から提出を指示した場合など。経営診断書については要診断書と判断された場合に必要。）

※1…確定申告書の写しは税務署の受付印があるものを添付してください。電子申告を行っている場合は国税電子申告・納税システムの該当申告のメール詳細画面を印刷し添付してください。また、修正申告を行っている場合は申告書及び修正申告書の両方を添付してください。

※2…履歴事項全部証明書

※3…住民票の写しは、本籍（外国人にあつては国籍）の記載のあるものに限るものとします。マイナンバーの記載のないものとしてください。

※4…欠格条項に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。

※5…事業年度は、6か月以上あるものを1期としてみなします。

（注）住民票の写し、納税証明書、登記事項証明書等は、3か月以内に発行されたものであること。